**申　入　書**

２０１２年３月２１日

東京都知事　　　　　　　石原　慎太郎　殿

東京都教育委員会委員長　木村　孟　　　殿

東京都教育長　　　　　　大原　正行　　殿

＜申し入れの趣旨＞

最高裁は、本年１月１６日の東京「君が代」裁判一次訴訟（都立学校・２００３年度卒業式・２００４年度入学式等処分取消等請求事件）に続いて、２月９日、国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟（通称「予防訴訟」）の判決を言い渡した。

１月１６日の最高裁判決は、都の「裁量権の逸脱・濫用」を認定して減給１月、停職１月の処分を取り消した。戒告処分についても「当不当の問題として論ずる余地がある」としており、決して無条件で認めたものではない。また、２月９日の予防訴訟判決では、高裁の判断を覆し懲戒処分の「事前差し止め請求」は「適法」としている。

宮川光治裁判官は、両判決で、１０・２３通達と職務命令を違憲・違法として、戒告を含む全ての処分取り消しを認める反対意見を述べている。また、櫻井龍子裁判官は両判決で、横田尤孝裁判官は予防訴訟判決で、硬直化した処分行政による教育環境の悪化を危惧して、「適切妥当な解決のための具体的な方策を見いだすよう最大限の努力」を求める補足意見を述べている。

東京都教育委員会は、１月２４日、臨時会を開催して「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」を議決し、教育長名で都立学校長及び区市町村教育長宛に通知を発出した。これは、最高裁判決の全体の趣旨をことさら無視して、自らに都合の良い部分だけを取り上げて、「日の丸・君が代」の学校現場に対する強制を正当化し、問題解決のための「努力」を放棄しているものである。

更に、３月８日、都教委定例会で「服務事故再発防止研修の実施について」を決定し、公表した。これは従来の「服務事故再発防止研修」に重大な変更を加えるものである。先ず第１に、卒業式の被処分者に対する研修の実施時期を７月から処分決定直後で入学式の直前の４月５日に早めるというものである。第２に、研修内容を従来の「地方公務員法（服務規律）について」から「教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務について」に変更している。

これは、再発防止研修に関して「･･･自己の思想，信条に反すると表明する者に対して、・・・自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容されている範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性がある」と判示した東京地裁決定（２００４年７月２３日、民事１９部須藤裁判長）に明白に違反する違法な研修である。

貴教育委員会が、責任ある教育行政としての立場を自覚して、司法の判断を尊重して、問題解決のため下記申しれを誠実に検討し、回答することを強く求めるものである。

記

１　２００３年１０月２３日に発したいわゆる「１０．２３通達」を撤回すること。

２　同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。

３　最高裁判決（2012年1月16日付）に従い、１０・２３通達を見直し、減給・停職処分を即時取り消すこと。累積加重処分を直ちにやめること。

４　同通達に基づいて懲戒処分を受けた教職員の非常勤教員等の合格取り消し、採用拒否等を撤回すること。

５　卒業式、入学式での１０・２３通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと。

６　４月５日に実施を予定している卒業式での被処分者を対象とした「服務事故再発防止研修」を中止すること。

７　最高裁判決に従い、「紛争を解決する」ための具体的改善策を策定すること。

８　都教委の責任ある担当者と原告団との話し合いの場を設定すること。

以上

２０１２年３月２１日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

同　　　　　　　弁護団

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０１２年３月２８日（木）。上記近藤まで文書（ＦＡＸ）で回答すること。